



公益社団法人沖縄県手をつなぐ育成会
令和2年度定期総会の報告



会場の様子

全国に発令された新型コロナウイルスによる緊急事態宣言も、
 ウイルスによる緊急事態宣言も、
 ようやく解除となりましたが、
 他県との交流が主体の観光立県
 である沖縄では、未だに緊張感
 の中で生活の余儀なくされて
 います。

全国育成会連合会は、4月よ
 り「一般社団法人」として新た
 なスタートをきって東京事務所
 を開所しましたが、コロナの感
 染拡大による危機状況の下、本
 年度中の全国大会等の主催とな
 る会合の中止を決定しました。

また、今年度の九州地区での
 ブロック大会も中止となり、全
 国育成会連合会同様に、総会や
 会議は全て書面による決議となっ
 ています。

沖縄県内においても、未曾有
 の新型コロナウイルスの脅威に
 より、大勢の感染者が発生し、
 社会福祉施設や学校、企業など
 あらゆる分野において自粛によ
 る窮屈な生活が続いています。

そのような中において、沖縄

♪ 県盲成会のHPにもカラーで掲載中 ♪

発行所
沖縄県手をつなぐ育成会
那覇市首里石嶺町4-373-1
沖縄県総合福祉センター内
TEL 098 - 882 -5727
FAX 098 - 882 -5720
E-mail:oki-iku@woody
.ocn.ne.jp
HP : <http://www.oki-iku.com/>
発行人 理事長 田中 寛
定価 50円 (会費を含む)

【目次】

- P1 令和2年度定期総会の報告
P2 4 全育連からの緊急要望
P5 寄稿文・理事通信
P6 県育成会予定・ゆんたく広場他

県手をつなぐ育成会では、令和2年5月31日（日）、県総合福祉センターにて令和2年度定例会を開催しました。

（の
5半総
0数会
0以に
名上は
以の正
上）出
席員

が必要となるのですが、コロナによる感染防止策である大勢の人の集合や接触を指す「3密」を防ぐ為に、今年度の総会には、各親の会等の組織の代表者を中心とし、審議事項及び報告をもって無事終了いたしました。

議題は、次の通りであります。

議案 1	令和元年度事業報告について
議案 2	令和元年度収支決算について
議案 3	監事監査報告について
議案 4	その他

報告事項 1. 令和2年度事業計画及び

収支予算について



田中理事長あいさつ

～「令和元年度決算報告」等については県育成会ＨＰに掲載致しますのでご確認下さい～

新型コロナウイルス感染拡大に伴う各所への緊急要望について(全国育成会連合会より)**加藤厚生労働大臣あて****1. 新型コロナを受けた障害者雇用対策について**

新型コロナの拡大を受け、全国的に雇用の不安定化が懸念されています。こうした景気後退局面では、これまでも障害者雇用が縮小する事例が発生しており、本会にも先行きに対する心配の声が寄せられています。つきましては、厳しい状況にあっても障害者雇用が着実に推進されるよう、雇止めや雇用縮小などに関する全国的な調査を実施した上で、新型コロナの影響により事業規模が拡大する業態を中心として新たな障害者雇用が生まれるような対策を講じてください。

加藤厚生労働大臣あて**1. 自宅待機が続くことによる疲弊状況への家族支援(孤立化防止)**

緊急事態宣言発令後は、可能な限りサービス利用を自粛する方向が出されており、本会としても国難に際して最大限の協力をしていますが、突然の予定変更や環境変化で混乱する本人と、本人を支える家族の疲弊は限界に近づいています。ソーシャルディスタンスを確保しつつも、適切な支援につなげることが不可欠です。つきましては、4月17日に発出された通知「在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の実施について」に基づき、市町村及び相談支援事業所が確実に疲弊状態にある知的障害児者のいる世帯を把握し、必要な支援へつながるようにしてください。

特に、障害児者と家族の孤立防止については、平成24年(2012年)に札幌市や東京都立川市などで発生した知的障害児者の孤立死を契機として、本会が強い危機感をもって取り組んできた経緯があります。背景は大きく異なりますが、新型コロナを理由とする孤立死が起きないよう、本会としても必要な支援に取り組んでまいりますので、国においても十分な対応をお願い申し上げます。

2. 特別定額給付金の確実な申請と支給

早ければ5月上旬から給付が始まる「特別定額給付金」は、国民1人当たり10万円を給付するものであり、当面の生活保障を考えると極めて重要です。しかし、給付には申請手続きが必須であり、単身あるいは知的障害者のみの世帯では申請支援が求められます。また、高齢の保護者と知的障害児者のみで暮らしている世帯(いわゆる8050世帯、老障介護世帯)においても、同様の申請支援が必要と思われます。

つきましては、4月17日に発出された通知「在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の実施について」及び令和2年度補正予算案に盛り込まれている「在宅障害者等に対する安否確認等支援事業」に基づき、知的障害児者の属する世帯が特別定額給付金の申請から漏れることのないよう、都道府県、市町村へ通知してください。こうした取組みが、上記の孤立防止にもつながると考えます。(別添の総務省向け要望書もご参照ください)

3. 在宅での支援が困難な場合の対応

新型コロナの影響が知的障害児者の生活にも及ぶことは避けられませんが、障害特性を考えると可能な限り安定的な日常生活が送れるような支援が必要です。

つきましては、4月7日に発出された通知「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」に基づき、在宅における「できる限りの支援」だけでなく、在宅支援がどうしても難しい場合における通所対応(人数、時間等を限定して事業所において支援する対応)を積極的に検討するよう、改めて市町村及び支援事業所へ依頼してください。

4. 分かりやすい情報提供

新型コロナの特性を踏まえると、知的障害児者も全国や自分が住んでいる地域の状況などを把握した上で、すべきこと、すべきでないことを理解することが求められます。また、万一新型コロナが疑われる時にはどうするするのか、陽性が確認された場合にはどうなるのか・などの情報について、知的障害のある人にも理解できるような情報提供が必要です。本会においては、4月12日にホームページへ「新型コロナウイルスにかからないようにするために」という知的障害児者向けの啓発リーフレットを公開したところです。

つきましては、国としても本会や関係団体と連携し、少しでも知的障害児者が理解できるような新型コロナに関する情報提供を推進してください。

次ページに続く

5. 本人の入院、家族の入院などの際の支援体制

本会に寄せられる不安の多くが、新型コロナ関係の支援体制に関することです。特に知的障害児者の場合には、「本人が罹患(自宅・軽症者施設・入院)」「家族が罹患(自宅・軽症者施設または入院)」「家族が要経過観察」といったさまざまなケースごとに異なる支援が必要となります。中でも、本人が罹患した場合の医療提供体制と、家族が罹患した場合の本人支援体制が不安の中心となっています。

つきましては、4月14日に発出された通知「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」に基づき、知的障害児者に対する新型コロナ対応の医療提供体制、とりわけ実際の対応はケースバイケースだとしても、基本的な対応方策(プロトコル)が確立されるよう、都道府県に要請してください。

6. 障害者差別や事業所に対する風評被害の阻止

新型コロナは障害の有無に関わらず誰もが罹患する可能性があります。その意味でも、治療に際して知的障害や自閉症であることを理由とした治療の遅延や優先順位の優劣といった差別は絶対に認められません。現時点ではそのような報告はありませんし、今後もないことを確信しておりますが、ぜひ平等な取扱いの徹底をお願い申し上げます。また、残念ながら新型コロナの罹患者が発生した障害者支援施設などが、公衆衛生の観点から事業所名等を公表する事案があり、本会としても高く評価しています。しかし、そうした事業所に対し、いわゆる風評被害や心ない非難が寄せられているとの報道に接し、事業所名などの公表をためらう心理が働くことを懸念しています。つきましては、これまでの通知では特段の対応が示されておきませんので、ぜひとも都道府県、市町村に対して感染発生を公表した事業所に対する風評被害の阻止徹底を通知してください。

7. 感染発生後の機能維持

特に入所施設やグループホームなどの生活施設で万一の感染発生があった場合には、事業所の機能維持を図る必要があります。千葉県の北総育成園など先行事例などにおいては、行政や同一法人・近隣法人から応援職員派遣、動線の分離や手洗い、手指消毒といった施設内における感染拡大防止の徹底、軽症者については居室を病室扱いとして医師が診療するといった柔軟な取扱いがなされたとのこと。また、物理的ゾーニングを実施するため、近隣のアパートなどを緊急に借り上げ、罹患患者、濃厚接触者、それ以外の者を分けて支援するという手法や、施設のホールなどにテントを設営してゾーン分けする手法などを検討しているケースもあります。つきましては、新たに感染発生後の機能維持に関する通知を発出するとともに、物理的ゾーニングに資する取組みへの財政支援および都道府県・市町村によるゾーニング用物件の借上げや提供などについて検討してください。また、あわせて小規模法人においては借上げ等が即応できない可能性が高いため、ゾーニング用物件を行政が借り上げて提供する仕組み(もしくは公営住宅の空き部屋を提供する仕組み)についても検討してください。

高市総務大臣あて



1. 申請期間の特例設定

総務省ホームページによると、申請期限は「各市区町村における郵送申請方式の受付開始日から3か月以内」とありますが、単身または知的障害者のみで構成される世帯の場合には、たとえ簡便な申請様式であったとしても、申請書の内容を分かりやすく説明し、本人の申請意思を対面で丁寧に確認しなければ手続きを進めることができないケースが多数存在します。また、高齢の保護者と知的障害児者のみで暮らしている世帯(いわゆる8050世帯、老障介護世帯)においても、同様の申請支援が必要と思われます。

他方で、新型コロナの特性を踏まえると、市町村や障害児者相談支援事業所が知的障害児者世帯へ出向くためには感染防止策を練る必要があり、たとえば1回当たりの訪問時間を少なくして訪問回数を増やすことで対面時間を減らすといった対応を取った場合には申請支援に要する期間が延びることとなります。

つきましては、本人または家族が知的障害本人または家族が知的障害児者である場合(療育手帳や愛の手帳、緑の手帳で確認可能)、通常の申請期間(3か月)を少なくとも「6か月」まで延長してください。

その間に、厚生労働省が4月17日に発出された通知「在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の実施について」及び令和2年度補正予算案に盛り込まれている「在宅障害者等に対する安否確認等支援事業」に基づき、知的障害児者の属する世帯が特別定額給付金の申請から漏れることのないよう、取り組んでいただくことを想定しています。

次ページに続く

2. 分かりやすい情報提供の徹底

給付金は郵送手続きが中心になることも踏まえ、個別の申請支援とあわせて、知的障害児者にも分かりやすい、平易な日本語でイラストや写真を中心とした情報提供が必要と考えます。このことは、知的障害児者だけでなく、児童や外国籍住民等にも有効です。

つきましては、本会など関係団体と連携して、申請手順を分かりやすく示すとともに詐欺被害防止の啓発を兼ねたリーフレット（いわゆる「分かりやすい版リーフレット」）を早急に作成して公開してください。なお、本会においては、4月12日にホームページへ「新型コロナウイルスにかからないようにするために」という知的障害児者向けの啓発リーフレットを公開したところです。

3. 虐待による施設入所などの状態にある障害者への対応

障害者虐待によって自宅での生活が困難になり、施設やグループホームなどに措置されている障害者の多くは知的障害です。こうした障害者への給付金支給申請を虐待していた家族が行うことは、さらなる経済的虐待を引き起こす可能性が高く、障害福祉サービス事業者などの支援により、確実に本人へ給付される必要があります。このことは、行政措置の発動だけでなく、市町村が調整の上で任意に家族と障害者本人を分離した際にも同じことがいえます。4月27日事務連絡「虐待により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢者に係る特別定額給付金関係事務処理について」において、施設等に入所などへ措置されている障害者等について運用指針が示されましたが、「措置入所等障害者」の範囲が、いわゆる「やむを得ない措置」に限定されています。障害者虐待の事案ではいわゆる「やむを得ない措置」でなくとも、市町村の調整により、任意で障害者と養護者を分離するケースもあります。

市町村の判断で、経済的虐待等があつて入所施設やグループホーム、短期入所などを利用している障害者についても、その養護者から申請があつた場合であっても当該養護者には支給せず、当該障害者に支給できるようにするといった柔軟な対応ができる旨、市町村に対して明示していただくよう、お願いいたします。

萩生田文部科学大臣あて



1. 学校休業中における好事例の水平展開

学校休業中における小学校・中学校（特別支援学校）や特別支援学校などにおける対応については、本会から3月4日付けで「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出したところです。その後、各地の学校において感染防止対策を講じた上でさまざまな取組みが展開されているとの報告が寄せられています。つきましては、以下3点について可能な範囲で好取組を収集し、都道府県・政令市の教育委員会へ情報提供してください。

- (1) 学校の開設や自主通学の受入れ、教員の居宅訪問
- (2) 特別支援教育に携わる教員の放課後等デイサービスなどへの応援
- (3) 学校施設の開放



2. 特別支援学校高等部3年生への確実な卒業進路指導

新型コロナの拡大防止を背景に、卒業進路を検討するために重要な進路先候補への実習などが大幅に縮減している状況が報告されています。高等部における進路決定は人生における大きな節目でもありますので、緊急事態宣言終了後などの機会を捉えて速やかに実習の再開など進路指導を実施するよう、都道府県・政令市の教育委員会へ通知してください。また、あわせて新型コロナの状況を踏まえ、少なくとも今年度については年度を越えての進路先開拓や実習実施といった対応が図られるように進路指導の運用を改善してください。

3. オンライン学習環境を生かした在宅生活支援

新聞報道等によると、年度中には小中学生に1人1台パソコンを配備し、通信環境が整っていない場合にはモバイルルーターを貸し出すなど、自宅でのオンライン学習環境を整備する計画となっています。

今後も通学が困難で自宅での生活が中心となる可能性がある中で、知的障害児に対する自宅学習の支援だけでなく、家庭内での過ごし方や体調管理のための体操等を配信することは、在宅生活の支援のみならず、学校休業中の支援を担う放課後等デイサービスや放課後児童クラブにも効果的と考えます。

つきましては、トライアングル・プロジェクトの推進にも資する取組みとして、オンライン学習環境を生かした家庭内での過ごし方や体調管理のための体操等の配信を検討してください。

『成年後見人制度』について

副理事長 砂川 好彦

知的障害があるからと言って、だれでも成年後見が必要なのではないですね。後見人がつくといろいろな面で安心ですが、いろいろな不利益が伴います。まずは、あなたの障害のあるお子さんに後見人が必要かどうか考えましょう。「親のためのハンドブック」では、5者択一の設問をしています。コンビニで買い物をする、切符を買って電車(バス)に乗る、レストランで料金を払う、服を買う、CDを買うなどの、**設問1・日常的な買い物**が①できる、**②**でできるがたくさん買いすぎで生活費(小遣い)がなくなる、**③**ときどきつり銭を間違えたりする、**④**好きなものは選べるが、自分でお金を払うことは難しい、**⑤**ほとんどできない、の5者択一の回答となっており、設問は10項目あり、選択肢も誰かが教えてくれれば出来るなど設問内容によつて多少違ってきますが、本人が質問項目の内容を理解しているかどうかだと思えます。次に、**設問2・預金等を降ろして高額な買い物をする、設問3・不動産屋で契約しアパートを借りる、設問4・福祉サービス事業所を選んで契約する、設問5・振り込まれる障害基礎年金管理と出納管理を自分で考へてする、設問6・自分が相続の権利があることを理解し手続きする事**

できる、**設問7・財産の処分、設問8・悪質商法の被害に遭った時どうすれば救済されるのか**がわかる、**設問9・虐待などの権利侵害から自分を守ることができ、設問10・病院へ行き症状を説明し治療を受けることができる、の10項目**です。全て①の「できる」と答えた人はいるでしょうか? おそらく、障害がなくても胸を張って「できる」と答えられる人はあまりいないのでは? とはいえず今は、後見人の利用を考えなくていいと思います。

しかし、**⑤**「できない」が多かった人は後見人が必要です。**②③④**は設問に対する回答内容が不十分で解りづらいと思いますが、後見制度の利用をお勧めします。

「相談事業を始めました」

沖縄県手をつなぐ育成会では、4月から新しく、知的障がいに関するあらゆる相談をお受けできるように相談員(砂川副理事長担当)を配置しております。日頃の「不安なこと」や「これはどうしたらいい?」という疑問を共に解消できるようなお手伝いを致します。毎週火・木曜日朝9時半〜12時までに相談員がおりますので、お気軽にご相談下さい。★電話(88215727)



理事通信

― 宮古地区育成会の活動 ―

理事 花城 旭三



私は理事に就任して1年が経ちました。宮古地区手をつなぐ育成会では、今年初めて「沖縄県障害者虐待防止・権利擁護研修会」を開催しましたところ、保護者・施設職員他、60余名の多くの参加者があり、講師として来ていただいた県育成会砂川副理事長にはご苦勞を感謝しています。

また、研修会同日には、宮古地区育成会主催の「宮古地区知的障がい者スポーツ大会」をJ.T.Aドーム宮古島にて開催しましたところ、3施設から8チーム、選手計約200名が集まり、キックベースボール等を和気あいあいと楽しみました。夕方は砂川副理事長はじめ、保護者・施設職員で有意義な懇親会も開催されました。

このような研修会・スポーツ大会を通して、宮古地区育成会では、身体、知的、精神に障害のある人たちが地域社会で自立した生活を送るため、親亡き後を皆で支え合える福祉制度やサービスの充実した活動を目標としています。また、会員の高齢化に伴い減少傾向にある会員を確保する為、施設利用者や特別支援学校の保護者にも、入会を呼びかけていきたいです。

県育成会行事報告5月

☆5月15日(金) 県庁
第29回ゆうあい実行委員会②
☆5月31日(日) 県総合福祉センター
令和2年度定期総会

県育成会行事予定6月・7月

決まり次第お知らせ致します

ゆうあいスポーツ大会予定日♪

【日程】令和2年10月31日(土)
【場所】県総合運動公園

※例年開催しております
県総の会場で行いますので、
ご家族や観覧希望の方へも
事前にお知らせ下さい。

育成会文化祭り予定日の案内♪

☆日時：令和2年9月12日(土)

☆場所：うるま市民芸術劇場
響ホール

皆様お誘いあわせの上、
ぜひご参加ください！

沖縄県手をつなぐ育成会では専用ホームページを開設しております。
最新の情報や、活動報告、広報誌のカラー紙面もご覧頂けます。
是非アクセスして下さいね！！
育成会HP：
www.oki-iku.com

『手をつなぐ・うちな〜』編集者

理事長：田中寛
事務局：高原奈々・東江早苗

田中理事長のゆんたく広場

い力 た金と規設コが成 にちな備 分なの抱い
でを厳だし模な口職会4捉ないえしがいうえま明
す最しいにて災どナ員連月えが夜てか滅マイるする
ね大いて積の害へのと合かたらはのし入スル障がい
。限状い極ーやの感し会らい、な対、つくすが・話
に況ま的災疫事染てに全も自い策コての感い・題
活下すに害病業症入又国の肅ー同口き常染の、の
用こ。取等に継が社村手で生と様ナま用予あ体提
しそ、り活備続発しあをす活のにのすだ防る力供
て、組動え支生、おつ。を希、第。けや娘的を
い組 ん支た援し いな 前望、2 で、た不考
き織 で援支やた新さぐ 向を開波 も慣ち安え
たの い基援大施型ん育 き持けに 気れへをて

『手をつなぐ』配布募集

機関誌「手をつなぐ」は、
中央情勢・各地育成会の活動、また
特集コーナーで、教育・福祉・就労・
医療等の最新の情報がわかりやすく
掲載されています。
お申込みご希望の方は、
県育成会まで一度ご連絡下さい。
*年間購読料 3,900円



販売期間：5月31日～8月6日

長崎・島原名産 島原手延そうめん販売



沖縄県手をつなぐ育成会チャリティー実行委員会より、育成会運営資金支援事業にご支援ご協力いただき感謝申し上げます。

沖縄は8月末からお盆を迎えます。ご先祖様へのお供えや、日頃お世話になった方へのご進物に、美味しいと評判の高い「島手手延べそうめん」はいかがですか？

皆様のご注文を心よりお待ちしております。

各市町村親の会、施設父母の会など、また直接沖縄県手をつなぐ育成会までお問い合わせください。※品番・束数・価格が変わりました。



商 品 名		小 売 価 格	販 売 価 格
島原の細糸	HS-40	4320円	2700円
	HS-30	3240円	2000円
島原小町	ES-33	3564円	2400円

♪連絡先♪

【沖縄県手をつなぐ育成会】

那覇市首里石嶺町4-373-1

県総合福祉センター内

E-Mail oki-iku@woody.ocn.ne.jp

TEL 098(882)5727

FAX 098(882)5720